

令和

6

年度

商店街等活性化 イベント支援事業補助

地域のにぎわいや

活性化を目的とするイベントを

支援します!

受付中!

この補助事業の対象エリア

市内全域

※第3次福島市中心市街地活性化基本計画における
中心市街地を除きます。

事業実施主体(補助事業者)

イベント開催実行委員会や団体、商店街等

※規約等により代表者が置かれ、会計管理が適切に
なされている任意団体を含みます。

補助対象事業

令和6年度に開催するイベント等

- ①市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業
- ②商店街との連携が図られている事業
- ③市外からの誘客を見込める事業
- ④様々な業種との連携が図られている事業
- ⑤地域が活性化するための演出が図られている事業

補助金の額・補助率

対象経費の3/10以内、限度額30万円、
年2回まで(同一イベントを除く。)

【一部拡大あり(※右図参照)】

補助対象経費

会場設営・借用費、宣伝広告費、報償費 など

補助率

3/10 以内

最大

30 万円

商工会管内※の商店街で
実施する場合は…

補助率が $\frac{1}{2}$ 以内 にアップ!
補助上限が 50万円

※飯坂町商工会・松川町商工会・飯野町商工会の管内



街なかでのイベント等への支援については、「街なか賑わい創出イベント支援事業補助」をご覧ください。

【お問合せ】福島市役所 商工観光部 にぎわい商業課

福島市 イベント補助



福島市ホームページはコチラ⇒

